

1号認定の利用者負担額（満3歳以上で、幼稚園、認定こども園での教育を希望される場合）

お子さんが満3歳以上で、幼稚園、認定こども園を利用する際の利用者負担額です。

※ 子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園では、これまでどおり、園が決定する利用者負担額を支払うこととなります。詳細は利用する私立幼稚園に直接ご確認ください。



（単位：円/月）

階層区分		利用者負担額
1	生活保護・支給付世帯	0
2	市民税非課税世帯・市民税均等割のみ課税世帯	3,000
3	市民税所得割額	77,100円以下 11,900
4		211,200円以下 16,300
5		211,201円以上 21,500

- ◎ 市民税算定対象年度の18歳以下の扶養児童数が3人以上の場合、年少扶養控除等を適用して階層を決定します。
- ◎ 生計を同一とする兄弟のいる世帯は、第2子が半額、第3子以降が無料となります。※第4・5階層では、兄弟が幼稚園・保育園・認定こども園等の園児または小学生（3年生以下）の場合のみ適用。
- ◎ ひとり親世帯、障がい児(者)のいる世帯は、第2階層が無料、第3階層が5,450円となります。※第3階層で生計を同一とする兄弟のいる世帯は、第2子以降が無料となります。
- ◎ 算定の対象となる市民税は、4月～8月は27年度分、9月～翌年3月は28年度分です。
- ◎ 住宅借入金等特別控除など、算定の対象外となる控除があります。

2号・3号認定の保育料（保育所、認定こども園での保育を希望される場合）

「保育の必要な事由」に該当し、保育所や認定こども園、地域型保育事業での保育を利用する場合の保育料です。

お子さんが満3歳以上の場合は2号認定、満3歳未満の場合は3号認定となります。

※ 短時間利用の場合は別に定める保育料となります。

（単位：円/月）

階層区分	年齢(H28.3.31時点)	保育料（標準時間）		
		3歳未満児	3歳児	4歳以上児
A	生活保護・支給付世帯	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0
C1	市民税均等割のみ課税世帯	7,800	5,300	5,300
C2	市民税所得割額	24,300円未満	12,300	9,600
C3		48,600円未満	16,700	13,900
D1		53,100円未満	20,400	17,500
D2		62,100円未満	21,800	19,000
D3		80,600円未満	25,100	22,300
D4		98,600円未満	28,500	25,600
D5		116,600円未満	32,900	30,000
D6		134,600円未満	36,400	33,500
D7		158,200円未満	40,000	37,100
D8		171,900円未満	43,600	40,600
D9		294,900円未満	47,600	41,300
D10		366,900円未満	51,700	41,900
D11		416,400円未満	55,800	36,600
D12		456,600円未満	59,700	
D13		491,700円未満	64,400	
D14		523,800円未満	69,000	
D15		556,800円未満	73,700	
D16	589,800円未満	78,400		
D17	589,800円以上	86,200		

- ◎ 市民税算定対象年度の18歳以下の扶養児童数が3人以上の場合、年少扶養控除等を適用して階層を決定します。
- ◎ 生計を同一とする兄弟のいる世帯は、第2子が半額、第3子以降が無料となります。※市民税所得割額57,700円以上の世帯は、兄弟が幼稚園・保育園・認定こども園等の園児の場合のみ適用。
- ◎ 市民税所得割額77,101円未満のひとり親世帯・障がい児(者)のいる世帯は、第1子が半額（階層区分C3は1,000円引き後の半額）で、生計を同一とする兄弟がいる場合は、第2子以降が無料となります。
- ◎ 算定の対象となる市民税は、4月～8月は27年度分、9月～翌年3月は28年度分です。
- ◎ 住宅借入金等特別控除など、算定の対象外となる控除があります。

● 子どもなんでも相談 110番 ●

子育て・障がい・病気・家庭内の問題や虐待など、0歳から18歳までの子どもに関するあらゆる相談に応じます。

開設日時 平日 午前8時45分～午後5時半

開設場所 次世代育成課（総合保健センター1階）

相談形式 電話、FAX、電子メール、面談（予約制）

☎32-3192 ☎32-1506

✉kodomo110@city.hakodate.hokkaido.jp